

第1号様式の2

公表事項一覧表( 意見募集手続 - (b) )

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)」に関する意見の募集について

(案を作成した趣旨、目的及び背景)

国は、平成26年11月頃、カドミウム及びその化合物に係る水質汚濁防止法の排水基準の強化を予定しています。また、平成26年8月に1,1-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法の土壤溶出量基準等の改正を、同3月にシアン化合物等の排水基準等に係る公定分析法の改正を行いました。

これらの改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則について、所要の改正を行います。

つきましては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)」を作成しましたので県民の皆様からのご意見を募集いたします。

1 意見募集期間

平成26年9月16日(火曜日)～平成26年10月15日(水曜日)

2 意見提出方法

(1) フォームメール ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515>)

フォームメールとは、上記ホームページの画面上でご意見を入力していただき、県にお送りいただくことができる仕組みです。

件名に「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正案」に対する意見である旨を記載してください。

(2) 郵送 〒231-8588 (住所の記載は不要です。)

神奈川県環境農政局環境部大気水質課水環境グループ 宛

(意見募集期間最終日の消印があるものを有効とします。)

(3) ファックス 045-210-8846

3 案の公表方法

ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/pub/p833440.html>)

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、大気水質課窓口での印刷物による縦覧。

4 今後の予定

意見募集結果の公表時期 平成26年11月頃(予定)

規則等の公布(公表)時期 平成26年11月頃(予定)

5 根拠法令条項

神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)

第28条、第58条、第113条の3

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)

第33条、第48条の4、第93条の2、別表第9、別表第12の2、別表第17

6 規則等の案、関係資料等

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正(案)

7 その他

電話での意見提出はお受けできません。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

いただいたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。

問い合わせ先

環境農政局環境部大気水質課水環境グループ

電話 045-210-4123 ファックス 045-210-8846

## 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（案）

### 1 概要

県は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）により、県内の公共用水域に排水を排出する事業者に対する規制基準を定めるとともに、土壌汚染を判断する基準として「土壌の汚染状態の基準」を定めています。また、規制基準は、公害発生の蓋然性が高い指定事業所の設置等にあたって、許可を行うための基準ともなっています。

国は、平成 23 年 10 月 27 日に、カドミウム及びその化合物（以下「カドミウム」という。）の水質環境基準値の見直しを行い、今後、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に基づくカドミウムの一律排水基準の強化を行う予定です。

また、国は、平成 26 年 3 月 20 日に、1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準値の見直しを行い、平成 26 年 8 月 1 日に、土壌汚染対策法施行規則に定める 1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準の改正を行いました。

さらに、国は、平成 25 年 9 月 20 日に、公共用水域水質環境基準測定方法等に引用されている JIS を改正し、平成 26 年 3 月 20 日に、シアン化合物等の排水基準等に係る公定分析法を改正しました。

これらのことから、県規則に定める規制基準や測定方法などの改正を行います。

### 2 改正内容等

#### (1) カドミウムに係る規制基準の改正

##### ア 改正内容

表 カドミウム及びその化合物の規制基準（単位 mg/L）

区分	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
現行		検出されないこと。	検出されないこと。	0.05	0.1	0.1
改正後		検出されないこと。	検出されないこと。	0.03	0.03	0.03

新設とは、昭和 46 年 9 月 11 日以後に設置された事業所をいう。（なお、県条例別表第 10 の 1 (4) に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和 49 年 12 月 1 日以後、廃棄物の最終処分場にあつては昭和 62 年 9 月 10 日以後に設置された事業所をいう。）

「 」は、排出禁止を示す。「検出されないこと」は、0.001mg/L を下回ることをいう。

## イ 理由

国は、カドミウムに係る水濁法の一律排水基準を、本年 11 月下旬を目途に、「0.1mg/L」から「0.03mg/L」に強化する予定です。

カドミウムについては、県規則では、国の排水基準と同じ値若しくは水域に応じて厳しい値を定めていますが、国の排水基準の改正により県規則の規制基準が緩くなることから、国の基準との整合性を図る必要があります。

## ウ 経過措置

既存の事業所に対しては、水濁法の規定に準じた経過措置を設けます。  
(詳細は別紙 1 のとおり)

## (2) 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準の改正

### ア 改正内容

県規則に規定する 1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染状態の基準「0.02mg/L」について、国の改正後の基準「0.1mg/L」と同じ基準に改正します。

## イ 理由

環境省は、1,1-ジクロロエチレンの土壌環境基準を「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に緩和し、土壌溶出量基準も「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に緩和する改正を行いました。

この緩和については、平成 25 年に中央環境審議会において検討されたものですが、次の根拠に基づくもので、国民の健康の保護の観点から支障がないと判断され行われたものです。

平成 17 年に世界保健機構 (WHO) が飲料水ガイドラインを見直し、1,1-ジクロロエチレンについて従来設定していたガイドライン値を削除したこと

平成 19 年に内閣府の食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、1 日あたりに許容される摂取量 (耐用 1 日摂取量) を 46 µg としたことを勘案し、地下水環境基準を平成 21 年に 0.1mg/L に設定したこと

土壌汚染対策として、土壌汚染対策法は水濁法の有害物質使用特定施設を設置する事業場や 3,000m<sup>2</sup> を超える土地の形質変更を対象としていますが、県条例は、規模にかかわらず有害物質を使用する事業所全てを対象として、基準を超える土壌汚染が判明した場合、掘削など区画形質の変更時に事業者に対し公害防止対策を義務付けています。

今回見直しを行う県条例の「土壌の汚染状態の基準」は、土壌汚染対策法の土壌溶出量基準に相当し、地下水の汚染により人への健康影響が出ないようにするためのもので、基準の設定にあたり合理的な根拠が求められます。今回の国による土壌環境基準、土壌溶出量基準及び地下水環境基準の見直しは、WHO 及び国の検討結果に基づいて行われたものであり、人への健康影響について配慮されたもので妥当と考えられるため、県の基準も国の基準と同じ値とします。

(改正に係るより詳細な考え方を別紙 2 のとおりまとめています。)

( 3 ) 測定方法の改正

JIS 改正により公定分析法に「流れ分析」が追加されたことなどにより、  
県規則に定める測定方法を改正します。

なお、これまで適用されていた分析方法は、従前どおり使用できます。

3 公布・施行時期

平成 26 年 11 月下旬予定

(別紙1)

規制基準の改正に係る既存の事業所に対する経過措置

【水濁法の排水基準改正に係る経過措置(予定)】

特定事業場については、6ヶ月(業種によっては1年)の適用猶予期間が設けられる。また、金属鉱業など3業種では、2年または3年の間、暫定排水基準が適用される。

特定事業場の種類		施行日	6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外			→			
令別表3に規定する施設を設置する特定事業場			→			0.03mg/L
暫定基準適用業種	金属鉱業	0.1mg/L	→	←		
	溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る)		→	←		
	非鉄金属製錬・精製業		→	←		

→: 適用猶予      ←: 暫定基準適用 (以下同様)

「令別表第3に規定する施設」とは、6ヶ月間の適用猶予では、排水基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水濁法施行令で定める施設のこと。(以下同様)

「非鉄金属製錬・精製業」とは、「非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)」のこと。(以下同様)

【県規則の規制基準改正に係る経過措置】

<甲水域(新設以外)〔現在の規制基準 0.05mg/L〕>

水濁法の適用猶予期間内または暫定基準適用期間内は、従前の基準 0.05mg/Lを適用する。

事業所の種類		施行日	6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外			→			
水濁法令別表3に規定する施設を設置する事業所			→			0.03mg/L
非鉄金属製錬・精製業		0.05mg/L	→			

<乙水域及び海域〔現在の規制基準 0.1mg/L〕>

水濁法の適用猶予期間内は、従前の基準 0.1mg/Lを適用する。ただし、非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)にあつては、暫定排水基準 0.09mg/Lを3年間適用する。

事業所の種類		施行日	6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外			→			
水濁法令別表3に規定する施設を設置する事業所		0.1mg/L	→			0.03mg/L
非鉄金属製錬・精製業			→	←		

水濁法の暫定基準適用業種のうち「非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る)」のみが、県条例適用地域に事業所が存在する業種

## 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準の改正の考え方について

### 1 国の基準見直しの経緯

平成 17 年 世界保健機構 (WHO) 飲料水ガイドライン (第 3 版) 第 1 追補  
1,1-ジクロロエチレンのガイドライン値 (0.03mg/L) を削除

平成 15 年

～平成 19 年 内閣府の食品安全委員会<sup>1)</sup>が食品健康影響評価を実施

1,1-ジクロロエチレンの耐用 1 日摂取量 (TDI)<sup>2)</sup> 設定

1) 食品安全基本法に基づき、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行うことを目的として内閣府に設置されたもの

2) 人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される、体重 1kg 当たり 1 日当たりの摂取量

【参考】食品健康影響評価 (清涼飲料水評価書 平成 19 年 3 月)

ラットを用いた 2 年間の飲水投与試験の結果に、不確実性を考慮し  
1,1-ジクロロエチレンの TDI を体重 1kg あたり 1 日 46 μg と設定

報告書 : [http://www.fsc.go.jp/fsciiis/attachedFile/download?retrievalId=kya20071024063&fileId=06\\_001\\_001](http://www.fsc.go.jp/fsciiis/attachedFile/download?retrievalId=kya20071024063&fileId=06_001_001)

この TDI を仮に体重 50kg の人に当てはめた場合には、1 日に  
1,1-ジクロロエチレンを 2.3mg 摂取することが許容される。

(この量を水だけで摂取するとすれば、0.1mg/L の濃度の水を、  
1 日 23L 飲むことに相当)

平成 21 年 9 月 環境省が水質環境基準及び地下水環境基準を 0.02mg/L から 0.1 mg/L に  
変更

【参考】

上記の TDI を用いて、総摂取量に対する飲料水の寄与率を 10%、  
飲水量を 1 日 2L、体重 50kg として、水質環境基準及び地下水環境  
基準を 0.1 mg/L と設定

報告書 : <http://www.env.go.jp/council/09water/y090-21/mat03.pdf>

平成 26 年 3 月 環境省が土壌環境基準を 0.02mg/L から 0.1 mg/L に変更

平成 26 年 8 月 環境省が土壌溶出量基準を 0.02mg/L から 0.1 mg/L に変更

### 2 県の基準見直しの考え方

土壌汚染対策として、土壌汚染対策法は水濁法の有害物質使用特定施設を設置する事業場や 3000m<sup>2</sup> を超える土地の形質変更を対象としているが、県条例は、規模にかかわらず有害物質を使用する事業所全てを対象としている。

県条例の規制については、土壌の汚染状態の基準を超える土壌汚染が判明した場合、掘削など区画形質の変更時に事業者には公害防止対策を義務付けており、基準の設定にあたり合理的な根拠が求められる。

土壤汚染対策法の土壤溶出量基準は、土壤中の有害物質が地下水を汚染して、その地下水を飲用した場合に人への健康影響が出ないようにするためのもので、今回の基準見直しは、WHO及び国の検討結果に基づいて行われたものであり、人への健康影響について配慮されたもので妥当と考えられる。

従って、県としても同じ基準を採用して整合をとることとする。